

(36) はたらく住環境応援事業補助金	
【担当部署】企画課商工観光係 【電話番号】0167-44-2133	【窓口の場所】役場庁舎 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・町内定住人口の増加とともに町内に居住する従業員等の福利厚生充実と職住近接の促進を図り事業者が町内に社宅等を新たに建設した場合、その費用の一部を補助する	
【補助対象者】 ・町内に社宅等を建設する法人及び個人 ・申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村民税及び公共料金の滞納がないこと ・暴力団または暴力団員と関係を有する者に該当しないこと ・その他、町長が不適当と認めた者は補助対象者とししない	
【補助金額】 ・1戸の課税床面積が10㎡以上50㎡未満 1戸につき 30万円 ・1戸の課税床面積が50㎡以上 1戸につき 50万円 ※補助対象経費の2分の1以内 ※補助金の交付対象となる経費は、社宅等の新築に係る費用とする ただし、土地及び減価償却の対象となる資産の費用並びに租税公課は除く ※補助金の額は、1補助対象者400万円以内（平成30年度から令和2年度の合計の額）を限度とする	
【実施期間】 平成30年度～令和8年度	
【申請に必要なもの】 ・はたらく住環境応援事業補助金交付申請書（様式第1号） 【添付書類】 (1) 付近見取図（縮尺は任意） (2) 配置図（縮尺1/1000以上） (3) 各階平面図及び立面図 (4) 納税証明書または非課税証明書 (5) 法人の場合は直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本 (6) 建物の工事見積書 (7) 補助対象社宅へ入居する者の雇用に関する書類 (8) その他町長が必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込	
【備考】	